

Aichi

あいちの学童保育

県連協ニュースNo. 6号

2020年 2月 3日発行

愛知学童保育連絡協議会

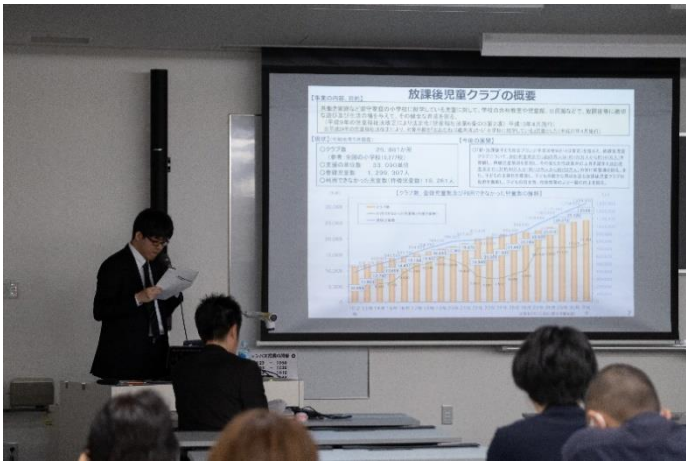
TEL:052-872-1972 FAX:052-308-3324

Email:aichigakudou@gakudou.biz

http://gakudou.me/aichikenrenkyou/

厚生労働省による学童保育施策学習会を終えて

2020年度予算概要



1月19日(日)14時~16時45分。日本福祉大学東海キャンパスにて厚生労働省(以下、厚労省)の新坂葵さんをお招きし、愛知・三重・岐阜の3県合同の施策学習会を行いました。参加者133名、県・市の自治体職員はうち22名、参議院議員の斎藤嘉隆さん、愛知県議会議員の富田昭雄さん、森井元志さん、筒井タカヤさんをはじめとして市議会議員合わせて12名の議員さんにもお越しいただきました。



今年度は、前半に「子ども・子育て支援新制度の今後について」と題し、日本福祉大学 中村強士先生に新制度の説明をしていただきました。また子育ての不安や

遊び場の縮小、特別な支援が必要な子ども、貧困など、

子ども・子育てをめぐる現代社会の抱える課題に応え、子どもの権利保障の観点に立った制度にしていけないといけないと提言されました。

厚労省からは学童保育の全国的な状況を踏まえた上で、国の方向性、来年度の概算要求の詳細についてお話いただきました。以下、主要な点と一部質疑応答を抜粋します。

◆放課後児童クラブの基準について

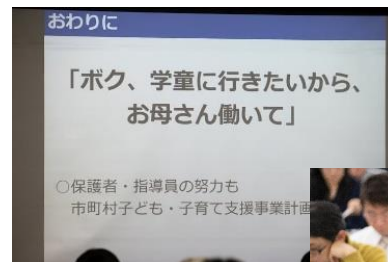
来年度より、職員の員数と認定資格研修については従うべき基準から、参酌すべき基準となる。

しかし国のスタンスとして省令内容は変更しておらず「支援員の1名配置」を推奨しているわけではない。

◆2020年度予算について◆

現在、基準額については、財務省と協議中。今後実施要綱や交付要綱で示す。放課後児童クラブは、年間8.5万人の量的拡充を目指しており、予算としては90億円増の予算となっている。他の予算と比較すると、この増額はかなり大きい。自治体としても、財政局と折衝されていると思うが、国の予算に追いつくよう、しっかりと現場の支援員の処遇や、事業にクラブの予算を拡充していただきたい。

また新事業として、**要支援児童等対応推進事業**がある。要支援児童などを放課後児童クラブに受け入れた場合、放課後児童クラブ職員の配置に必要な経費を補助する。詳しい内容は、今後の実施要綱を参考にしてほしい。





地方分権一括法による放課後児童クラブに関する従うべき基準の参酌化に伴い、放課後児童クラブ運営費について、以下の通りの見直しがなされる見込み。

①人員配置基準

児童数が少なくなる時間帯(夕方遅い時間や土曜日など)のみ、今までの2名配置から1名配置に緩和するといった場合の基準額については、現段階の案では、基準額を減額せずに設定しようと考えている。

※児童数が少ない時間帯に限らず、ずっと1人といった場合や、曜日によって1人などについては、減額した補助基準額を設定予定。

②資格要件

放課後児童支援員資格については、今年度末までは経過措置がついており、基礎資格をもっていれば、今後研修をうける場合は、放課後児童支援員としてみなし満額の補助金が出されていた。来年度以降は、参酌化の施行3年の見直しの間、2022年度(令和4年度)までの間に研修を受講する予定者についても、放課後児童支援員としてみなし(交付要綱上は)、これまでと同額の補助額を予定している。

省令上は経過措置が消え、省令と全く同じ条例を制定した場合については、放課後児童支援員にならなくなってしまったので留意が必要。省令と補助要綱とは異なるため混同しないように留意してほしい。



Q1 夕方の遅い時間、土曜日など明確な時間は？また、学童保育の運営規定をかえなくてはいけないか、あるいは市の条例として定めなければいけないのか？

A 児童が少なくなる時間については、現在検討中。また、児童数の少ない時間帯について、条例で示すことまでは求めないが、省令改正の際に児童の安全確保を大前提として、仮に1名配置にするような時間帯を自治体の条例として認める場合は、その時間帯の安全確保が具体的にどのようにされるか、定める必要がある。また、1名配置の条例となった場合、利用者の方や地域住民に対する安全確保ができるという説明責任もある。地方議会で条例を制定する過程において、しっかり議論してほしい。

Q2 「みなし支援員」について、補助要綱的には放課後児童支援員としてカウントされるが、省令的には放課後児童支援員としてカウントされるのか？

A 省令上は経過措置がないため、認定資格研修を受講した者のみが、省令上では放課後児童支援員となる。補助要綱上は(補助金を出す場合には)基礎資格をもった者も放課後児童支援員とみなし、基準額については減額せずに一定に補助する。なお、条例として「みなし支援員」の期間を設ける際に、「当面の間」をOKとすることは条例として大丈夫かどうかについては、厚労省としてそういった条例を制定することを止める事はできない。しかし、令和4年度までに研修を修了したものが対象となり、令和5年度以降に研修を受けるといった場合は、補助要綱上でも支援員としてではなく、補助員としての扱いとなるので注意してほしい。これらが、実施要綱に反映されるかは現時点では決まっていない。方針が決まり次第、各自治体にも説明等するよう文書も出す予定。

Q3 処遇改善事業をとるための事務手続きの簡素化ができないか？

A 処遇改善を行う場合には、財務省との約束で「処遇改善については絶対に放課後児童支援員の処遇のために使うこと」としている。基本的には処遇改善事業は、職員の処遇が上がった部分について適応することが大前提で、そのため計算等が難しくなってしまう事は仕方のない部分でもある。また、処遇にあたる部分を事業者が別の用途に使用すると後々、会計検査院からの調査で返納を求められるケースもあるため、誰がみても処遇改善をもらっている事を理解してもらえるために、一定の注意がはかられている。内閣府と交付要綱は相談しつつ、何か簡素化できるようであれば、事務負担が減るように検討していきたいと考える。

Q4 3年後の見直しはいつ頃、誰が、どのような事を根拠に、どこで見直しをすすめていくのか？

A 現在は、何も決まっていないが、児童福祉法の見直しになるため、厚生労働省がやるのではないかな。

Q5 障害児受け入れ推進事業と、強化推進事業は合わせて補助を受けることができるのか？

A 推進事業と強化推進事業の併用は可能。市町村で分かりづらいことがあれば、都道府県に相談していただき、迷うケースでは、厚労省で確認しお答えする。



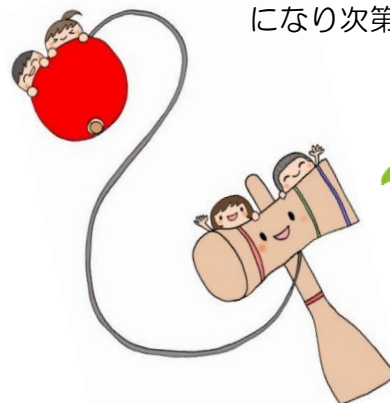
経過措置を終える今年度、多くの方が施策学習会に参加されました。「これからの学童保育はどうなるのか？」そんな心配をしながら参加した人も多いのではないのでしょうか？時間がタイトでしたので、スピーディにお話が進みましたが、とても分かりやすく説明していただき、内容を理解しやすい会となりました。地域によっては、慢性的な指導員不足に悩むところもあり、さらには、学童保育の新設や、新規採用、有資格者の退職者補充に際する対応として、基礎資格を持つ者が放課後児童支援員認定資格研修を受講修了するまでの期限を区切った「みなし規定」を各市町村が設ける必要がでてくるなど、条例改正が必要となる地域があります。現在、県内では16か所で条例改正が実施もしくは検討中です。市町村独自の安易な「みなし規定」や「放課後児童支援員」の資格や配置基準の切り下げは、安全・安心が守れないことや保育の質の低下にもつながります。また、有資格者の配置が、国の基準に抵触する場合、国からの補助金にも影響を与える状況もあることも想定されます。今後の地域の条例改正の動きとともに内容を把握し、指導員の資格と配置基準を守るように働きかけていきましょう。



あいち学童保育研究集会まであと少し！

3月1日は**第36回あいち学童保育研究集会**です。参加申し込みは、お済みですか？2月25日が締め切りとなりますが、お早目のお申し込みにご協力お願いいたします。

※保育は定員30人、先着順・定員になり次第締め切りとなります。



たくさんのご参加
お待ちしております♪

県議会会派新政あいち県議団との意見交換会を 1 月 15 日の午後 1 時から会派会議室で開催され、県連協から役員 2 名が参加しました。

県連協から、県内の学童保育実施状況やキャラバンでの聞き取り内容、国の補助金制度を説明したあと、県議との意見を交換するという内容でした。

13 日の県議会福祉医療委員会で同会派の冨田議員が県の実施する研修と巡回アドバイザー制度について質問していたため、そのことについての説明も行いました。

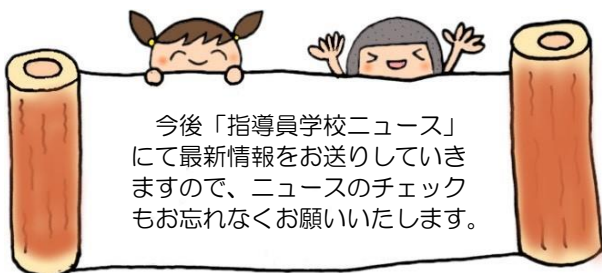
県議側からは、夏休み期間の保育要望をどうすべきか、地域との連携において好事例はないかといった意見・質問が出されたのに対し、夏休みのみの受入れを行っている自治体の例や名古屋市の公園利用の事例を紹介するなどしました。

1 時間足らずの短い時間だったため共通認識を得るまでの議論はできませんでしたが、参加者の多さに会派としての関心が高まっていることを感じる会となりました。

全国学童保育指導員学校西日本・東愛知会場

日時・全体会講師が決定しました！

2020 年 6 月 7 日（日）に第 45 回全国学童保育指導員学校西日本東愛知会場（豊橋）が開催されます。会場は、愛知大学・豊橋キャンパス（申請中）を予定しています。午前の全体会では、愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長・名古屋市子どもの権利代表擁護委員・豊田市子どもの権利擁護委員でもある、**間宮静香さん**（弁護士）による「学童保育と子どもの権利」をテーマとした全体講義を予定しています。



「日本の学童ほいく」オススメ記事♪

2019 年 6 月号 P56～

「私の原点—多くの学びを得て」を読んで



日々保育で子どもたちと関わっていて一番心動かされるのは、やはり子どもが成長したなと感じる出来事があった時だと思います。周りの見よう見まねで何度も何度も練習し

て、やっとコマが手のひらの上で回った時の満面の笑顔は見ていた私たちも嬉しくなります。

低学年の時は自分の思い通りにならないことがあるたびにブチ切れて周りの子にあたり散らしていた子が高学年になって低学年にさっと席をゆずったこともほんの一瞬の出来事ですが毎日見守っている私たちには「成長したなー！」とたまらなく嬉しいんですね。

ほいく誌 2019 年 6 月号の[私の原点—多くの学びを得て]の記事にはそんな日々子どもたちと向き合っている大人なら共感できる想いやエピソードがたくさんあります。子どもの[…自信に満ちた表情を見ると、どの指導員からもうれしい声があがります。こんなとき、「学童保育っていいなあ…」と思います。…(6 月号 58 頁より)]と、記事を読んでいると確かに私たちもそう感じたことあるなあと過去の保育を振り返ったり、毎日に忙しい仕事に追われている中読むとほっと一息する時間がとれます。

他にも保育の参考にできることが書いてあることもあります。この記事には、言葉の持つ力を子どもたちに伝えたいという思いから、同じ班の子同士でいいところを見つけあってそれを紙に貼っていく取り組みをしているという事も書いてありました。

自分のいいところを書いてあるのを見て、口元が緩む子どもたちの姿が浮かびますね。

(大府市 指導員)